

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
1 第1章	現行プランについて、目標値として挙げている根拠が分かりにくく、目標値も低すぎるのでは。例えば、P7の保育施設の利用定員に対して待機児数もあったほうが良いと思う。	
2 第1章	多様な性のあり方について、男女共同参画せんだいプラン2021に向けた視点のひとつとして位置づけられ、重要なテーマと考えられていることを評価したい。今後は、評価指標やモニタリング指標にも盛り込むことを検討していただきたい。	現行プランにおいては、成果目標は取り組みの成果を測るためのものとして、モニタリング指標は状況を把握するためのものとして、審議会の答申の後、市が設定しました。次期プランにおいても目標・指標や目標値の設定は、答申の後、市において検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。
3 第1章	図表中、「成果目標」「モニタリング指標」の違いが理解できない。	
4 第2章	仙台市基本計画にも多様な性のあり方が盛り込まれ、これと整合性のある計画が策定されたと思う。仙台市基本計画への位置づけについて、おおいに評価する。	引き続き仙台市基本計画と整合性のある計画となるよう答申に向けた検討を進めてまいります。
5 第2章 ほか	様々な課題解決に向けた目標と施策の方向が提示されているほか、SDGsやコロナについても触れており、新しい生活様式に則った計画が作られている。 男女共同参画はSDGsにおいてジェンダー平等だけに該当するのではないことを各章にアイコンで表示したら幅が出ると思う。	本計画の推進においては、それぞれの基本目標が密接に関係し合いながら波及的に効果を発揮し、「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとしたすべてのゴールの達成にも寄与するものと考えていることから、SDGsの視点については第2章に一括して記載したところです。
6 第3章 基本目標1	基本目標に対する「想定される取り組み例」「施策の方向」の具体化が見えにくい。 ・想定される取り組み例の施策の方向4に「町内会活動における担い手育成支援」とあるが、現在でも男性でも役員のなり手がない。どうやって女性の参画を進めるのか見えてこない。 ・想定される取り組みには、裏付けがあるのか。 など、現在の状況では簡単には実現できないことが多いように思う。	「想定される取り組み例」は、施策の方向ごとに現時点で市が展開している代表的な取り組みをピックアップしているほか、審議会として今後取り組むべきと考えるものを見ています。 例えば、「町内会活動における担い手育成支援」については、具体的な事業としては「町内会活性化講座」や「防災・まちづくり女性人材育成プログラム」などが挙げられます。

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
7 第3章 基本目標1 ほか	<p>以前日経新聞の記事で「ワーキングマザーの同行研修」のようなものを見た。まだ子育て経験のない女性（学生）が、ワーキングマザーに付き添い、一日の流れを数日間体験するというものが行わるとすれば、私は積極的に場を提供させて頂きたい。女性だけでなくこれから結婚・子育てを経験する男性にも体験頂くといいと思う。</p> <p>子育ては大変というイメージが先行しているかもしれないが、いろんな方の力を借りる事で楽しく子育てでき、自身も学ぶ事が多いと感じる。1人で頑張ってしまい、声を上げられない女性も多いかと思うが、その方達が力を頼る事が出来れば、もう1人子供を授かりたいと思うかもしれない。</p>	<p>ご意見のような体験の機会は、自らの意思による多様な生き方の選択に資するものとして重要なものと捉えています。また、女性が子育てと両立しながら働き続けられる環境づくりも重要と捉えており、本中間報告においても基本目標1や3においてその点を記載しています。</p> <p>加えて、男性の主体的な家事・育児等の参画が結果的に女性の負担を軽減し、女性の多様な場での力の発揮を支えるという面では基本目標6にも通ずるところがあります。事業の詳細については、答申の後、施策の方向に沿って市が検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。</p>
8 第3章 基本目標1 ほか	<p>物理的に「働き続ける」ことは可能だが、出産後に子育てをしながら今までと同じように働き続けるのはとても難しい。ぜひ実効力のある取り組みを入れてほしい。</p>	
9 第3章 基本目標1	<p>次期計画には、「復興」の表現が外れているが、復興は果たされたという認識か。仙台防災枠組では「より良い復興」として長期的な取り組みの必要性が定義づけされている。震災から10年が経過し、復興が一定程度果たされたというのであれば、被災地の男女共同参画計画として、その旨の記述が必要ではないか。また、コロナ禍も災害と考えている。新たな災害に伴う男女共同参画の課題も発生していることについてもぜひ盛り込んでほしい。</p>	<p>男女共同参画の視点から防災や復興にアプローチする際、最も重要なのが、防災・減災を担う主体として平常時から女性がまちづくりに参画していくことと考えています。基本目標1は「あらゆる分野における女性の多様な力の発揮」を目指すものであるため、地域での平常時からの女性の力の発揮という意味で親和性が高いものと考え、現在の構成としていますが、ご意見にあるとおり「より良い復興」に向けた長期的な取り組みも含まれることから、基本目標1の本文と施策の方向4のタイトルに「復興」という言葉を追記しました。</p>
10 第3章 基本目標1	<p>防災については、基本目標1「あらゆる分野における女性の多様な力の発揮」に集約されており、施策の方向も人材育成が中心となっているが、自主防災組織などの地域団体や様々に防災に取り組む組織に対して男女共同参画の視点の必要性を継続的に働きかけていくことが必要だと思う。防災に取り組む女性の人材が増えて、その女性たちが活動しやすい環境づくりが進まなければ人材活用も進まない。また、今後の5年の内で、防災計画や避難所運営マニュアルなどの見直しも随時行われることになり、それに向けても男女共同参画の視点の必要性を、情報提供だけでなく、研修などを通じて、積極的に働きかけていくための施策が必要だと思う。</p>	<p>防災における男女共同参画を推進するためには、人材育成のみならず、男女共同参画の視点を広げていくことが重要であると認識しており、基本目標1の本文中に「平常時から防災部門と男女共同参画部門が連携」することや、「想定される取り組み例」施策の方向4に「女性と防災に関する発信・継承」を挙げているところです。なお、防災の取り組む女性たちが活動しやすい環境を作るための取り組みとして、基本目標6の「想定される取り組み例」施策の方向1にある「男女共同参画意識の醸成に向けた市民、企業、地域への啓発」を基本目標1の「想定される取り組み例」施策の方向4にも追記しました。</p> <p>これらの取り組みにより防災における男女共同参画の視点が浸透するよう、引き続き市に働き掛けてまいります。</p>

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
11 第3章 基本目標1 ほか	<p>施策の方向4について、多様な性のあり方の理解が地域ではまだまだ浸透していないために、防災計画の策定にその視点が反映されにくくなっている。障害や外国籍住民と共にマイノリティの視点を反映する必要があるため、基本目標の背景説明の文章に次の記載を追記してほしい。</p> <p>⇒多様な性のあり方や障害、外国籍住民などの存在が見過ごされてきた現状が指摘されており、今後社会的マイノリティの視点を理解すること、またどのように生かしていくか情報収集や調査・研究が求められています。</p> <p>また、想定される取組み例に次の記載を追記してほしい。</p> <p>⇒多様な性のあり方や障害、外国籍住民など社会的マイノリティの視点の調査研究と理解啓発</p>	<p>基本目標5の施策の方向5において掲げている「多様な性のあり方を尊重しあう環境づくり」を推進する上でも、防災分野に多様な性に関する視点を反映することは重要と認識しており、基本目標5の「想定される取り組み例」施策の方向5にある「性的少數者への支援」や、基本目標7の「想定される取り組み例」施策の方向6にある「男女共同参画に関する市民意識調査の実施」においてご指摘の視点の把握や反映に努めるよう市に働き掛けてまいります。</p> <p>その他、防災計画における障害者や外国籍住民の視点の把握については、担当する市の部門に申し伝えます。</p>
12 第3章 基本目標1	<p>避難所を設置する際、女性や子ども、また多様な場面で配慮が必要な市民が過ごしやすい環境をつくるために、多くの女性の経験と力が必要。運営に携わる女性の割合を、50%以上など具体的に数値目標を示してほしい。現実的には努力目標であっても、男性視点のみで運営されることがないよう、問題提起に結び付くことが期待できるのではないか。</p>	
13 第3章 基本目標1 ほか	<p>施策の方向4について、「防災・まちづくりにおける男女共同参画を推進する」となっているが、私の住む中学校区総合防災訓練連絡協議会役員は、16人中事務局の教諭1人が女性で、あと15人は全員男性である。震災で女性への配慮がなされず、課題もあったはずなのに、全く見直しされていない。女性のSBL講座修了者は全体の23.4%いるのだから、地域の女性をどんどん防災の役員に入れていただきたい。コロナ禍である今だからこそ役員会に女性を入れ、災害が発生した時の対応を準備すべきである。連合町内会長・町内会長などが役員になるという現在の組織の見直しが必要である。また、地域に点在する女性の町内会長・SBL・NPO団体の代表・防災まちづくり女性人材育成プログラム修了者などを組織化し活動し発信していくれば、基本目標2の「女性リーダーの見える化」にもなる。</p>	<p>防災において多様な視点を確保するために、地域における平常時からの女性のまちづくり分野への参画は重要と認識しています。また、育成された人材に対するフォローアップについても重要な視点であり、基本目標1の「想定される取り組み例」施策の方向4に「防災・まちづくりにおける女性人材育成研修修了者のフォローアップ」「仙台市地域防災リーダーの養成」「地域で活動する女性のネットワークとの協働」を挙げているところです。</p> <p>目標・指標や目標値の設定については、答申の後、市において検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。</p>
14 第3章 基本目標2	<p>7つの基本目標のうち、基本目標2が極めて重要と考える。また、そのための人材育成も不可欠。今後も不断の努力を重ねつつ、他の項目ともども、この項目をより一層強力に推し進めていただきたい。</p>	<p>政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた人材育成については、基本目標2の「想定される取り組み例」施策の方向2と3に「企業等における女性人材育成の支援」「防災・まちづくりにおける女性人材育成の支援」「企業等における女性人材育成研修修了者のフォローアップ」「防災・まちづくりにおける女性人材育成研修修了者のフォローアップ」を挙げており、その推進について市に働き掛けてまいります。</p>

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
15 第3章 基本目標2 ほか	審議会委員への女性登用や男性職員の育休取得促進などは、仙台市の取り組み（本気度）次第である。 現行プランの目標未達成の項目については原因をきちんと明らかにしつつ、次期プランで目標を達成するための実効力ある取り組みを求める。	市が率先してご意見のような取り組みを進めることは重要と捉えているため、実行力ある取り組みを行うよう市に求めてまいります。
16 第3章 基本目標2	市の審議会委員は学識経験者でなくともなれる推薦枠があるようなので、そのことを盛り込んでほしい。	市の審議会委員には、一般的には学識経験者のほか、審議会の特性に合わせた専門知識を有する方が選定されています。一方で、多様な視点を反映させるため公募枠を採用している審議会もあり、現行プランにおいても「公募委員が参画している市の審議会の数」を成果目標と設定し、委員公募制の拡大に努めています。なお、ご意見を踏まえ、基本目標2の本文中に「委員公募制の積極的な活用」を追記しました。また、女性委員の割合においても成果目標として設定し、登用率の向上のため各般の取り組みを行っています。
17 第3章 基本目標2	審議会等の女性委員の登用について、男女の定数の義務化・女性の推薦枠などを設け、学識経験者だけから構成せず、一般女性に門戸を広げていただきたい。	
18 第3章 基本目標2 ほか	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、「女性を一定数入れる」と決めるべき。また、中高年の男性の意識を変えていかないと女性は増えないとと思う。数だけの問題ではない。 加えて、女性はなかなか自分から声を上げづらい（声を上げることに慣れておらず、遠慮してしまう）。役員や管理職への「一本釣り」など、「あなたが必要」という周囲からの積極的な声掛けが必要。	ご意見のとおり、男性の男女共同参画意識の醸成が多様な場における女性の力の発揮を支えるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画拡大にもつながると考え、基本目標6に「男性による男女共同参画の推進」を掲げています。 また、基本目標1の施策の方向3に「女性の活躍を支える環境づくり」を掲げており、それらに沿った取り組みの推進を市に求めてまいります。
19 第3章 基本目標2	市の女性職員のキャリア形成について、係長昇任試験を受験する30代は子育て世代であり、また40代では親の介護も始まる。その点で女性は男性に比べ、絶対的に勉強時間が足りない。すべての女性管理職がロールモデルとなり、仕事と家庭の両立方法や試験対策など、女性職員へ働きかけてはどうか。市の採用試験での女性合格率と、係長昇任試験の受験率と合格率、ならびに管理職の割合が比例していない現行の試験制度も見直すべきである。	市では、女性職員のキャリア形成に向けて、仕事と子育てを両立している職員の体験談を情報提供するなどの取り組みを行っていますが、引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、基本目標2の「想定される取り組み例」施策の方向1に「市の女性職員のキャリア形成やスキルアップ支援」を挙げています。 事業の詳細については、答申の後、施策の方向に沿って市が検討することになるため、各種試験制度に関するご意見を含め、市に申し伝えます。

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
20 第3章 基本目標2	ジェンダーギャップ指数が153ヶ国中121位という日本において、政治分野ではさらに低く、144位という状況。仙台市においてはどうか検証し、市政に多様な意見を反映する取り組み、たとえば女性議員のパネルディスカッションや政治を志す女性たちへの講座などを具体的に盛り込んでほしい。	政治分野における男女共同参画の重要性については認識しており、基本目標2の「想定される取り組み例」施策の方向1に「政治分野における女性の参画拡大に向けた取り組みの検討」を挙げているところです。 なお、女性議員の枠の設定については法律上の問題となるため、国において議論されるものと考えます。 その他、本市における取り組みや事業の詳細については、答申の後、施策の方向に沿って市において検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。
21 第3章 基本目標2	政治分野における男女共同参画推進の上では、女性議員を増やすことが必要。市議会議員の構成で男女比率50:50が理想ではあるが、その前段として女性議員の枠を15%～20%とする。そのことにより多様な視点が加わることで、新たな活力を与えられると思う。	
22 第3章 基本目標2	企業においては、女性の管理職がいないから女性が引き上げてもらえない現実がある。子育てなど忙しい時に管理職試験があるなど、圧倒的に女性が不利な状況にある。 また、参画に取り組んでいる企業を支援して、実例作り、実績作りをしてほしい。企業の見える化や、入札・契約での優遇など、企業にメリットがある取り組み例があるとよい。	企業における方針の立案や意思決定の場への女性の参画拡大に向けては、基本目標2の「想定される取り組み例」施策の方向2に「女性リーダーの見える化」や「働く女性のネットワークとの協働」など挙げています。 また、参画拡大に取り組む企業に対する施策として、働きやすい職場環境づくり等に取り組む企業の表彰・紹介制度や、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への工事入札での優遇措置などの取り組みが行われており、引き続きこれらの推進について市に働き掛けてまいります。
23 第3章 基本目標2 ほか	女性参画・女性活躍と言われると、女性のがんばりが足りないよう聞くことがあるが、問題は男性の意識・考え方・行動を変えることである。国の第5次男女共同参画計画で、5年後の数値目標が決定した。管理職に女性の占める割合を増やすということだが、それは男性管理職を減らすということである。男性がそのことを容認するか、企業や役所の上層部の男性が実行するかどうかである。また、一定数を女性に割り当てたり、推薦枠を設けると、「女にゲタを履かせるのか」と文句をつける男性が必ず現れる。そういう男性には、2020年医学部入試では、女子が男子より成績が上回った大学もあり、そこは一連の医学部入試で女子のみ減点された問題の大学であったことをお伝えしたい。成績では男女に優劣は無く、採点する側の大学側に問題があったわけである。 男女の別なく、個人として認め合える社会の実現のため、計画が策定されることを望む。	ご意見のとおり、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するには男性の理解も必要と認識しており、基本目標6の施策の方向1に「男性の男女共同参画意識を醸成する取り組みを推進する」を掲げたところです。引き続き施策の方向に沿った実行力ある取り組みの検討と実施を市に求めてまいります。
24 第3章 基本目標2 ほか	地域活動をはじめ学校、企業、労働組合、部活動、趣味等のサークル、フォーマル、インフォーマル分野においてのリーダーの女性の登用について、積極的な取り組みを求める。 また、リーダーを担う女性に対してのきめ細かなサポート体制、メンタル面を含めた伴走型の支援を求める。	あらゆる場における女性リーダーの登用やリーダーを担う女性へのサポートは重要と認識しており、基本目標2の「想定される取り組み例」に「働く女性のネットワークとの協働」「地域で活動する女性のネットワークとの協働」「企業等における女性人材育成研修修了者のフォローアップ」「防災・まちづくりにおける女性人材育成研修修了者のフォローアップ」等を挙げております。 これらの取り組みにより女性リーダーの登用拡大や支援の充実に結びつけるよう、引き続き市に働き掛けてまいります。

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
25 第3章 基本目標2	<p>女性リーダーの見える化について、女性はリーダーだけではなく、一般の女性も社会の中で見えていない。表彰式・テープカット・集合写真・地域団体の集まりの座席順など、どこでも真ん中や上座は役職に就く中高年男性ばかり。女性はすみっこのように固まるばかり。男女同数の世の中なのに、おじさん・おじいさんばかりしか絵柄に映らない日本の構図は「変」だと気づくべきである。</p>	<p>あらゆる場における男女共同参画の推進のためには固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきの機会が必要と認識しており、基本目標7において各施策の方向を示しています。引き続き施策の方向に沿った取り組みの推進を市に求めてまいります。</p>
26 第3章 基本目標2	<p>町内会の高齢男性が多い状況を変えていくため、活性化をめざす町内会のモニターを募集したり、取り組みをしている町内会を支援したりするといいのでは。実績を作ることで取り組みが広がっていくと思う。 また、民生委員に占める女性割合は70%なのに、会長職はすべて男性。意思決定の場の数値目標を設定すべき。</p>	
27 第3章 基本目標2	<p>地域における女性の参画について、市の民生委員に女性の占める割合は70%だが、全68地区の会長職は男性38人に対し女性は30人にとどまっている。さらに、会長職から選ばれる5区の会長は全員男性、全体を総括する民生委員児童委員協議会の会長・副会長も全員男性である。女性が民生委員に占める割合が70%であるのに、会長職に就く女性があまりにも少ない。比率に応じた数を割り当てて、選考すべきである。女性が選考されない要員の一つに、中高年の男女には固定的性別役割分担意識が特に強いことがある。何事にも男性は一步前に出て、女性は三歩後に下がるのが美德と思われている。 また、連合町内会長・町内会長などの役員の多くを高齢男性が永年在職し世代交代もなく、男女で町内会での役割分担が固定化されている（例えば会計は女性、女性は婦人部に必ず加入など）。各町内会の規約を見直し、会長職の任期を制限したり、男女で役職を交代制にするなど連合町内会などを通じて働きかけていただきたい。担い手不足だからという理由で、長期に渡って同じ役員たちが在籍する組織では活性化されない。 なお、会長職など（70～80代男性）には、多くの市役所・教職員OBが就いている。この方たちの多くが、「行政に通じている・学校現場を知っている・役所に顔が利く・人前で話すのに慣れている・声が大きい」などの理由で、自薦他薦されている。残念ながらこの世代は男女共同参画についての理解が足りない。積極的に地域の女性をどんどん発掘し、まちづくりに参画できるよう努力すべきである。</p>	<p>町内会や民生委員など地域団体における、方針の立案や意思決定の場への女性の参画は重要と認識しており、基本目標2の施策の方向3に掲げています。 事業の詳細については、答申の後、市において検討することになるため、引き続き施策の方向に沿った実効性のある取り組みを市に求めてまいります。</p>
28 第3章 基本目標3 ほか	<p>男性が家事・育児に参加するには、企業への働きかけを強め、長時間労働を改善する必要がある。また、正規雇用を増やすことも重要。 実態調査ではあまりにも男性の家事・育児・介護の参加が少なすぎる。企業への働きかけを強めることで、男性が家事・育児をするのが当たり前になるのではないか。</p>	<p>男性が家事や育児へ参画しにくい労働環境の是正は重要と認識しており、基本目標3の施策の方向1と2を掲げています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、企業等におけるテレワークの導入が進むなどの変化は、これまでの長時間労働などの慣行を大きく変える可能性を含んでいますので、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーなど現在行っている取り組みに加え、それらの推進にも取り組むよう市に働き掛けてまいります。</p>

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
29 第3章 基本目標3 ほか	「子どもや若者に男女平等の意識を浸透させる上で学校教育の果たす役割は大きい」という文言はその通りだと思う。男児小学生でも、注意された女性教諭に「女のくせに」と発言したのを聞いた。一方、学校現場は長時間労働が解消されていないうえ、先生方は子どもたちと向き合う時間の確保も難しい状況である。学校のワーク・ライフ・バランスを教育局と共に推進していけたら良い。	学校現場において子どもたちの男女平等や多様性を尊重する意識を育てていくためには、学校のワーク・ライフ・バランスの推進とともに、先生方が子どもたちと向き合う時間を確保していくことが重要と認識しています。引き続き基本目標3や7に沿った取り組みの推進を市に働き掛けてまいります。
30 第3章 基本目標4 ほか	子供たちが自己肯定感を持ち人権意識を持てるよう、親たちの子育てへの支援、保育現場、学校教育現場などあらゆる場で取り組むこと。	子どもたちの男女平等や多様性の尊重などの人権意識を育てることは重要と認識しており、基本目標4及び基本目標7の施策の方向1を掲げています。引き続き施策の方向に沿った実効性ある取り組みを市に求めてまいります。
31 第3章 基本目標4	現行プランにある「女性に対する暴力」の文言がなくなったのはなぜか。性暴力の言葉が入ったことはよいと思うが、DVや性暴力の被害者は圧倒的に女性であり、まれもなく性別を理由にした暴力である。そのことを本文だけではなく、基本目標、せめて施策の方向に記載すべきと思う。	基本目標の設定においては、国において、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定めるなど、性犯罪・性暴力の根絶に向けたさらなる取り組みや被害者支援の強化も重要な視点となっていることも踏まえ、代表的な暴力の内容として「DVや性暴力の根絶」と表現しています。DVや性暴力などの被害者の多くが女性であり、その背景には社会的・構造的な問題が存在していることを十分に踏まえつつ、引き続き性別を理由とした暴力の根絶に向けた取り組みの推進を市に求めてまいります。
32 第3章 基本目標4	暴力(DV)加害者の更生教育プログラムについて行政サイドでの導入、支援団体との連携、財政補助(国では認められつつある)を行うこと。	国や支援団体の動向を注視しつつ必要な対応について検討する必要があるものと考え、基本目標4の「想定される取り組み例」施策の方向2に「DV加害者プログラムのあり方の検討」を追記しました。
33 第3章 基本目標4 ほか	男性相談事業は期間限定、通話料も相談者持ちになっているが、常設実施とし、通話料無料、相談員には男性も配置してほしい。	現在の男性相談事業は、期間限定での試行となっていますが、今後も必要性があるものと考え、基本目標4の「想定される取り組み例」施策の方向2などに事業の継続実施を挙げています。なお、相談員については、現在も男性が配置されています。

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
34 第3章 基本目標4 ほか	年少者も目にするコミック雑誌などに、男性による暴力的支配やポルノ的内容が多いため、何とかする施策を盛り込んでほしい。	様々なメディアから大量に発信される情報の中には、性の商品化や女性を暴力の対象とする表現なども多く含まれていると認識しています。また、SNSの浸透などにより誰もが情報の受容者とも発信者ともなりえる今、一人ひとりのメディアリテラシーの向上も課題です。 男女共同参画についての情報発信やメディアからの情報の読解能力を育む教育などを通じてこれらの課題に対応していくことについて、引き続き基本目標7の施策の方向1及び3などに沿った取り組みを市に働きかけてまいります。
35 第3章 基本目標4 ほか	スマホでSNSを使う子供たちが犯罪に巻き込まれないようにすることは喫緊の課題であるため、学校だけでなく、マスコミ、社会教育も含めて、考える取り組みを入れてほしい。	
36 第3章 基本目標4	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から、健康教育および検診受診率との連携が必要である。本市の、とりわけ乳がん、子宮がん等検診率のアップの視点が肝心であり、健康福祉局での計画とコラボをして数値目標の設定を行うべき。	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点においては、性に関する体系的な教育・啓発や女性のライフステージに合わせた健康づくりの支援は重要と認識しており、基本目標4の施策の方向5と6を掲げています。 数値目標の設定は、答申の後、市において検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。
37 第3章 基本目標5	基本目標の項目として「性のあり方」が位置づけられていて、評価できる。ただし、多様な性のあり方は現状では他のカテゴリーでは付隨的であって男女共同参画分野で中心的に扱われている分野なので、貧困、障害、（高齢、若年層も記載するとよいと思います）などの項目より優先して設定するほうがよいと思う。	基本目標5のタイトルについては、「困難」と「多様性の尊重」の対象の具体例として「貧困」「障害」「性のあり方」を記載しています。これらには、取り扱いの優劣のあるものではなく、いずれも重要な視点として取り組みを進めていくものと考えています。
38 第3章 基本目標5	妻や夫に先立たれて独り身の人がいる一方、縁がなく結婚も今までしたことがない、年老いて保護にもなり、やむを得ず一人で孤独に生活して生きている人を無視できない。何もその人たちは刑事罰を受けている人ではない。そんな人たちに対する伴走型支援についても男女共同参画推進計画に盛り込んでいくべきである。	
39 第3章 基本目標5 ほか	大事な情報を発信していても、アクセスしづらい（インターネット利用の世代間格差、ホームページの検索のしづらさ等）。困った時にどこに言えば／行けばいいのか分からず。さらにコロナ禍で集まれないことは、孤立化を進める。誰でも、どこにいても情報とつながる情報発信が必要。	社会的孤立などの様々な困難に対する支援は重要なものと認識しており、基本目標5の本文中に、相談窓口の分かりやすい広報など、より相談しやすい環境づくりを進めていく必要性について記載するとともに、「想定される取り組み例」施策の方向3に「支援機関の連携による複合的困難者への支援」「多様な機関によるアウトリーチ型支援」を挙げています。 引き続き、これらの趣旨に沿った取り組みの推進を市に働きかけてまいります。

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
40 第3章 基本目標5	<p>「パートナー制度」等については性的少数者当事者の間でもさまざまな意見があり、皆が皆「パートナー制度」を求めているわけではない。家父長制を強化するなど、パートナーを持たない・持てない・持ちたくない人たちにとって抑圧に繋がる面もある上、導入自治体によつては、婚姻できない代わりに養子縁組をしているカップルや、3人以上で全員合意の上でパートナーシップを持つポリアモリー（複数愛）当事者を蔑視するような文言が盛り込まれていたり、また、制度制定過程の不透明さが指摘され問題視されているケースもある。そもそも「パートナー制度」は実利的なものというよりはほぼ理念的なものであり、性的少数者支援のために「パートナー制度」が必須というわけでもない。</p> <p>「メディア映え」するし「やってます感」が分かりやすく打ち出せるので飛びついたがる自治体や人権団体も多いが、どうか仙台では、見映えに踊らされることなく、地味でも実のある施策を堅実に着実にすすめていっていただきたい。</p>	
41 第3章 基本目標5	同性パートナーシップ制度の導入について取り組んでほしい。	
42 第3章 基本目標5	<p>同性パートナーシップ制度については、議会でもたびたび言及され、議会に対し陳情書も提出された。宣誓証明制度は、予算措置や制度設計等が比較的簡便に行えるものであると思う。制度の実現により、特に人権課題であるという位置づけや多様な性のあり方の理解促進に大きな効果をもたらすものである。</p> <p>年度が代わり計画が推進される前に、同性パートナーシップ宣誓証明制度が施行することが必要。早急な対応を求める。</p>	<p>パートナーシップ制度は、周囲の方々に理解を促すとともに、ご本人たちの安心した生活を支える取り組みの一つであると考えており、導入を求めるご意見も踏まえて、基本目標5の「想定される取り組み例」施策の方向5に「パートナーシップ制度の検討」を追記しました。なお、検討にあたっては、性的少数者の間でもさまざまな意見があることを考慮するとともに、パートナーシップ制度以外の支援策についても取り組むことを市に求めてまいります。</p>
43 第3章 基本目標5	多様性を尊重しあう社会づくりに向けて、本市においても「パートナーシップ宣誓制度」の導入を求める。同性パートナーだけでなく、法律婚によらない異性カップルでも行政がパートナーシップを認める制度の導入が必要。	
44 第3章 基本目標5	多様性を尊重するなら、選択的夫婦別姓を認め、同性婚を認めるパートナーシップ制度の導入を是非計画に入れてほしい。子ども時代に自分の性に違和感を持っていた同級生は、外国暮らしで日本に帰ってこない。どんな特性を持っていても、生きやすい日本であってほしい。仙台市が是非そういう目標を持ってほしい。	

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
45 第3章 基本目標5	<p>さらなる支援策の検討と実施について、「想定される取組み例」「施策の方向5」で明記して頂きたい。また、その施策は他の基本目標にも関わることであり、関係する目標の項目を明記する必要がある。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆理解の啓発について、性的指向と性自認は個性の範疇に留まらず人権に関わるものであると言う認識を共有し、社会全体が性的少数者の存在を前提とした形態に変わってゆく必要がある。そのための制度や体制などの整備が必要であることの理解を、市民のみならず行政当局へ促してゆく。（基本目標1、6、7） <ul style="list-style-type: none"> ⇒「性的指向・性自認が社会全体の人権課題であることの理解啓発」 ◆同性パートナーシップを営む市民に対し、現状の施策で活用できる制度について情報提供する。また、自治体裁量で可能な施策について、制度適用の枠を広げて同性カップルにも利用できるようにすることを検討する。（基本目標1） <ul style="list-style-type: none"> ⇒「同性カップルが活用できる制度についての情報提供」 ◆就職や就労に困難を抱える性的少数者、特に著しい困難を抱えるトランスジェンダーに対する支援を、関係機関との連携により実施する。特にハラスメントに関して、SOGIハラとして位置づけられていることであり、特記されてよいと考える。（基本目標3） <ul style="list-style-type: none"> ⇒「就職や就労の分野でのハラスメントの対応強化と関係機関との連携」 ◆教育、自死対策、感染症対策、防災など、特に性的指向と性自認に直結している課題について調査・研究し、関係機関との連携を強める。（基本目標1、4、7） <ul style="list-style-type: none"> ⇒性のあり方に直接関わる課題についての調査・研究と関係機関との連携 ◆性的指向や性自認に関して悩む困難より、むしろ生活の様々な場面の相談やDV性暴力などの人権に関わる相談において障壁が存在することが課題であり、これを克服するための施策が必要である。関係各機関との連携や研修を実施する。（基本目標4、7） <ul style="list-style-type: none"> ⇒性的少数者について関係機関で理解の不足により生じている相談の障壁除去 	<p>「想定される取り組み例」は、施策の方向ごとの代表的な取り組みを審議会からの提案として記載しています。</p> <p>その他、事業の詳細については、答申の後、施策の方向に沿って市が検討することになるため、ご意見も踏まえた実効性ある取り組みを市に働き掛けてまいります。</p>
46 第3章 基本目標5 ほか	<p>子供や若者の多様な選択を可能とする教育の充実を図ることを目標にしているが、男女の別だけではない、多様な性についても理解するよう学習が必要だと思う。</p> <p>性教育が世界に比べて遅れている日本だが、誰もが一人ひとり、人権が尊重されるように、教育が大事だと思う。</p> <p>SDGsはすべての分野でジェンダー視点を入れて実現する開発目標であり、すべての分野でジェンダー平等の視点を気付かせる低学年からの学びが大事だと思う。</p>	<p>ご意見のとおり男女平等に加え多様性を尊重する意識を育てる教育やジェンダー平等を気付かせる低学年からの学びは重要と認識しており、基本目標7の施策の方向1に掲げています。</p> <p>引き続き施策の方向に沿った取り組みの推進を市に働き掛けてまいります。</p>
47 第3章 基本目標5	<p>「性の多様性に関する市民や企業、学校等における理解の促進」とあるが、仙台市役所では性的少数者が働きやすくするための、職員への研修、通称名の使用、服装に関する配慮などの取り組みはしているのか。</p> <p>企業に模範を示す意味で率先して取り組んでほしい。</p>	<p>市では多様な性のあり方について理解するための職員向け研修等を行っていますが、企業に模範を示す意味でも、引き続き率先して市内部における性的少数者への支援や理解促進に取り組むよう働き掛けてまいります。</p>

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
48 第3章 基本目標5	いろんな人が仙台・宮城にいることへの言及がほしい。	多様な人が仙台で暮らしており、その方々が共に支え合う地域づくりの推進が重要と捉えており、基本目標5の施策の方向4を掲げています。
49 第3章 基本目標5	コロナ禍のもと、女性の非正規雇用者の解雇や事業所の閉鎖などで、貧困問題が深刻になっている。外国の労働者も含めて、命を守る生活支援が急がれる。福祉分野とも密接につながった対応が必要。	
50 第3章 基本目標5	コロナ禍の現在、女性が失業し、生活困難になる人々が大勢いる。働くことを希望する人が、性別にかかわらずに希望に応じて働くことができる環境づくりが必要なため、そのための施策を具体的に作成してほしい。	新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用状況の悪化による影響は、非正規雇用従事者など就業状況の不安定な方に影響が強く表れており、また、非正規雇用従事者の半数以上が女性であることなどの格差が浮き彫りになっていると認識しています。 平常時からの課題が浮き彫りになるという点においては、DVや性暴力の増加・深刻化なども同様の状況があり、それぞれの基本目標において、新型コロナウイルス感染拡大による影響も踏まえた記載としております。 ご意見にもあります生活支援などコロナ禍において必要な施策については、経済・福祉部門と連携した取り組みを市に働き掛けてまいります。
51 第3章 基本目標5	「非常時に、より女性が困難な状況に置かれる」というのは、東日本大震災のような災害はもちろん、新型コロナウイルス感染症でも明らかである。 平常時からの参画の重要性はいうまでもないが、非常時には女性特有の困難の発生を見越した対応が求められる。	
52 第3章 基本目標5	フルタイムで働く場合でも男女の賃金格差は大きく、非正規雇用となるとさらに顕著である。最近は男女とも非正規雇用が増加しているが、その中でも女性比率は68.6%と言われている。コロナで失業する非正規労働者が多く、女性の貧困が問題になっている。 非正規労働への歯止めとなる対策を盛り込んでほしい。また、男女間の賃金格差をなくす方向の施策も入れてほしい。	

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
53 第3章 基本目標5 ほか	<p>現行のプランでは「男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり」があり、今回は目標1、目標3、目標5それぞれに分散して継承されていると思うが、女性の労働環境・働き方については課題が山積している。当団体で昨年行った、「仙台で暮らす女性たちの現状と課題」についての聞き取り調査の結果からは「労働」に関して非正規職の2極化が見られた。既婚女性は「家事・育児は女性の役割」という固定的な意識からみずから非正規職を選択しており、単身女性は希望しても正規職に就けず、非正規職に就かざるを得ない状況の中で、様々な不安を抱えている。当団体ではさらに今年6月に、「コロナ禍が女性に及ぼす影響調査」も実施しているが、非正規職の女性たちからは、勤務時間が減ったこと等による収入の減少、また、家族のケアの負担の増加等の回答が多く寄せられている。全国的にも、働く女性の6割は非正規職で占められている。働く女性たち（特に非正規職の女性）が抱える現実を浮き彫りにして施策につないでほしい。各目標に分散して盛り込むよりも、一つの目標として設定していただいた方が問題の重要性が明確に伝わると思う。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用状況の悪化による影響は、非正規雇用従事者など就業状況の不安定な方に影響が強く表れており、また、非正規雇用従事者の半数以上が女性であることなどの格差が浮き彫りになっていると認識しています。平常時からの課題が浮き彫りになるという点においては、DVや性暴力の増加・深刻化なども同様の状況があり、それぞれの基本目標において、新型コロナウイルス感染拡大による影響も踏まえた記載しております。</p> <p>ご意見にもあります生活支援などコロナ禍において必要な施策については、経済・福祉部門と連携した取り組みを市に働き掛けてまいります。</p>
54 第3章 基本目標5	<p>基本目標5の相談事業についても、コロナに関わる文言があつてよいのではないか。</p>	
55 第3章 基本目標5 ほか	<p>コロナ禍で生命の存続が課題となっている。そのような緊急の場合の取り組みについて反映してほしい。コロナ以外にも非常事態が起きること、その際に特に女性が厳しい状況に追い込まれることは予測できるので、起きた時の対応を盛り込んでほしい。また、目に見える災害だけでなく、コロナといった目に見えない災害も盛り込むと、非常時全般の支援につながるのではないか。 加えて、歴史を学ぶ、歴史からの検証（震災など）も盛り込んでほしい。</p>	
56 第3章 基本目標5	<p>経済的に困窮をしている女性、支援を必要としている女性など、健康で文化的な生活を営むことが困難な人たちに対して、きめ細かなサポートが必要である。</p>	<p>ご意見のとおり、困難を抱える女性等の生活や就労・社会参画を支援することは重要と認識しており、基本目標5の施策の方向3に掲げたところです。 引き続き施策の方向に沿った取り組みを市に求めてまいります。</p>
57 第3章 基本目標6 ほか	<p>エル・パーク仙台の講演を聞きに行っていると、参加している男性が3人か4人くらいで少ないし、そもそも男女共同参画の集まりに男性参加者が少ない。参加男性は肩身の狭い思いをしているのではないだろうか。男性に対しても、弱い人への目を向けていく時代だと感じる。</p>	<p>ご意見のとおり、男女共同参画推進センターは、男女共同参画に関する学習や市民の自主的な活動の拠点として、男女共に利用しやすい環境であることが望ましいと考えます。センターがこうした施設としての役割を果たせるよう、市に働き掛けてまいります。</p>

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
58 第3章 基本目標6	女性だけではなく男性も、という視点が入ったのはよいと思う。参画している男性のリアルな声、情報がもっと伝わるといい。 また、男性が男女共同参画を推進することについてポジティブなイメージがふくらむ取り組み例を入れてほしい。	男性が主体的に家事や育児等に参画していくことは、男性自身にとってもメリットがあるものであるとともに、それを行政が支援していくことは重要と捉えており、基本目標6の本文中に記載しているところです。
59 第3章 基本目標6 ほか	主に、家庭分野における男性の参画を積極的に進めるべき。 生活者としての男性の家事能力の醸成を行政としても支えるべき。 教育の分野での性別役割分業意識の再生産を行政としても行わないことを市の施策としてしっかりと行うべき。	また、教育において男女平等や多様性を尊重する意識を育てるのも重要であるため、基本目標7の施策の方向1を掲げており、施策の方向に沿った実効性のある取り組みを市に求めてまいります。
60 第3章 基本目標7	「子どもたちが育つ未来」に関するワードがプランに見られない。母親のサポートの先には子どもたちがいる。 また、楽しいことを他人と共感することが大切。いじめも、当事者だけでなく周りの共感を育てていくこと、どれだけ共感できる人を増やしていくかが鍵だと思う（共感がなければいじめはなくならない。そのことは地域作りにもつながる。	
61 第3章 基本目標7	男女共学、男女混合名簿、ランドセルもカラフルになり、男女の差はなくなりつつある。しかし「固定的性別役割分担意識」調査によれば、反対は6割弱である。私たちは「男らしさ」「女らしさ」を小さい時から言われ続けてきており、男性だけではなく女性の中にも刷り込まれた「女は、男はこうあるべき」意識は根深いものがある。身体的違いがあっても、一人の人権を持った人間として平等であるべきである。小学校低学年からジェンダー平等の視点を育てることが大事だと思う。	子どもたちがお互いの多様性を尊重し認め合う関係づくりに当たっては、男女平等や非暴力の意識を育む教育等を推進することが重要と考えており、基本目標4及び7の施策の方向1として掲げています。 引き続き施策の方向に沿った取り組みを市に求めてまいります。
62 第3章 基本目標7	学校教育の場で、各施策について、子どもたちが学ぶ機会が必要だと思う。 ・誰もが大事にされる社会であれば、DVの被害も加害も少なくなるはず。 ・「助けて」と言って良い社会であり、行政の援助が受けられることを学ぶ。 ・子どもも地域を構成する一人なのだという理解があれば、当たり前に社会参加するようになるはず。	

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
63 第3章 基本目標7 ほか	<p>男女平等や多様性を尊重する意識を育てるために、教育の充実を図ることは記載されているが、子ども・若者以上に大人（中高年）の意識改革が重要だと考える。自分は30代だが、自分の年代より上の世代には、家父長制をはじめ、ミソジニーが染み付いている印象を受ける。</p> <p>例えば会社や自治会で役員になるような世代に対して、現代に合わせて思考をアップデートするような啓蒙の取り組みも検討いただきたい。</p>	<p>固定的性別役割分担意識の解消に向けた継続的な取り組みは重要なものと認識しています。</p> <p>現行プランの基本目標2「男女共同参画への理解の促進」における各種取り組みを継承し発展させながら、さらに固定的性別役割分担意識への気づきの機会となり、また自らの意思による生き方の選択につながる「学び」の重要性についても打ち出すため、基本目標7のタイトルをこのような表現としています。なお、ご意見を踏まえ、積極的に男女共同参画への理解を求めていくことを明確にするため、基本目標6の「想定される取り組み例」施策の方向1にある「男女共同参画意識の醸成に向けた市民、企業、地域への啓発」を基本目標7の「想定される取り組み例」施策の方向3にも追記しました。</p>
64 第3章 基本目標7	<p>固定的な性別役割分業意識の解消は、あらゆる分野の根底にある課題で最も重要な部分である。意識啓発はすぐに結果が出るものではないが、継続的に様々な手法で幅広い市民に届く取組みにしていく必要があると思う。市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について反対する割合は増えているが、現状は、依然として変わっていない。今回は基本目標7の「男女共同参画を推進する学びと協働の充実」に継承されたかと思うが、率直に言って、「学び」という表現では、トーンダウンしたような印象を受ける。この重要な目標こそ、市民任せにするのではなく、積極的に男女共同参画への理解を求め、その取り組みを進めるという姿勢を示す施策として盛り込んでほしい。</p>	
65 第3章 基本目標7	<p>行政広報物においての性別役割分業意識の撤廃を求める。</p> <p>本市のみならず、民間においても「当たり前の変に気づく」マニュアルの徹底を。</p>	<p>行政広報物において男女共同参画の視点に照らし適切な表現がなされることは重要と認識しております、基本目標7の「想定される取り組み例」施策の方向3に「男女共同参画の視点に配慮した行政広報」を挙げています。社会全体においても性別に捉われない多様な選択が可能となるよう、各般の取り組みの推進を市に働き掛けてまいります。</p>

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
66 第3章 基本目標7	<p>教育の充実を図ると何か所も記載がある。参画課以外でも学校現場や市民センター・社会学級を利用して、人権や男女平等について、啓発や推進していくことは重要である。しかし「仙台市教育構想2021(中間案)」には、32ページに取り組み方針の三番目として「人権の意義、年齢・性別・国籍・障害の有無等に関わらず、多様性を尊重～」と記載されている。残念ながら「道徳の実践」より順番が低いのでは、人権の意識・男女平等は進まない。男女混合名簿や男女共学が進んだだけで、ランドセルの色（未だに男子は紺や黒なのに女子は様々な色）、女子のみ制服はスカート指定など、性同一性障害の人たちも含め、生きづらさの課題はたくさん残っている。</p> <p>市民センターには、中高年男性に人気の歴史講座などに、介護や料理・終活の講座を組み合わせ、配偶者や家族が病気や要介護状態になったときに困らないような企画を提案する。いかにも女性向けというような、手作り小物講座などの見直しを要望する。</p> <p>また、一部学区では老人会と化している社会学級を改善すべきである。保護者の多くが平日日中就労している時代であり、夜間や土日休日などの学校開放、地域の防災拠点として住民の多くが学校に足を運べる、新しい社会学級を作成していただきたい。小学生の保護者(主に母親)や主婦を対象とせず、男女問わず広く地域住民が参加でき、教職員に負担をかけず、学校を使用できる場を希望する。</p>	<p>男女共同参画に直結した教育に限らず、生涯におけるあらゆる学びが、固定的性別役割分担意識の気づきの機会となるなど男女共同参画の推進に資するものであると考え基本目標7を掲げています。</p> <p>また、ご意見のとおり、学校における多様な性のあり方の理解促進による性的少数者の生きづらさ解消も重要と認識しており、基本目標5の「想定される取り組み例」施策の方向5に「性自認・性的指向など性の多様性に関する市民や企業、学校等における理解の促進」を挙げているところです。</p> <p>引き続きこれらの趣旨に沿った取り組みを市に求めるとともに、市民センターや社会学級における企画等に関するご意見については担当する市の部門に申し伝えます。</p>
67 第3章 基本目標7	<p>「教育の充実」とたくさんうたっているが、「教育構想」では基本方針3によく記載。どこで充実をはかるのか?実効性のある「教育の充実」を計画してほしい。</p> <p>また、市民センターの講座や社会学級の活用を。ただ、現状は参加者が偏っている。</p> <p>市民センターでは高齢男性が参加するようなものだけでなく、防災講座など女性も参加しやすいものを企画してほしい。逆に、エル・パーク仙台やエル・ソーラ仙台に入ってよいか分からないと話す男性もいた。</p> <p>加えて、すべての基本となる「コミュニケーション」の講座を市民センターで実施してはどうか。自分が何を思っているか、その伝え方を知ることが大人にも子どもにも必要。職場や組織内でのコミュニケーションにも関連するし、世代間ギャップの解消にもつながる。</p>	
68 第3章 基本目標7	社会学級を目標7に取り上げてもらい、効果が期待できる。	
69 第3章 基本目標7 ほか	<p>基本目標7の施策の方向6について、多様な性のあり方に関する市民の意識や、性的少数者の困難の現状などについて、全国的な調査がなされるようになつたが、仙台市においては未だなされていない。評価指標やモニタリング指標に盛り込むためには、まず現状の把握が必要。（第1章）</p> <p>⇒「多様な性のあり方に関する市民の意識や、性的少数者の困難の現状などについての調査・研究」</p>	<p>多様な性のあり方に関する市民の意識や、性的少数者の困難の現状などについて把握することは重要と認識しています。</p> <p>基本目標7の「想定される取り組み例」施策の方向6にある「男女共同参画に関する市民意識調査の実施」においては、ご意見を踏まえた取り組みとなるよう市に働き掛けてまいります。</p>

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
70 第4章	第4章計画の推進の(3)、ここが大事で、上手くまわった時の効果も高いと思う。特に県との連携。県のためにも情報共有を草の根ができるシステムが欲しい。	計画の推進にあたっては、宮城県等関係行政機関をはじめ、市民、企業、地域、関係団体等とも連携・協力し、一体となって諸施策に取り組む必要性について、第4章の「1計画の推進体制」に掲げており、推進状況の管理にあたっては、市役所内部の推進状況の管理体制に加え、当審議会においても評価を行い、施策の着実な推進を図ってまいります。
71 第4章	計画の推進については、PDCAサイクルを適切に機能させていくことが肝要。また、数値目標の場合は、男女比等ということのみならず、その妥当性、的確性において間違いない選択が必要。人権ということを意識しつつ、実施状況を管理しながら、計画が着実に推進されることを期待する。	数値目標の設定は、答申の後、市において検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。
72 第4章	目標がきれいごとで終わらないよう、個人でも団体でも声を届けられる仕組みが必要。	計画の実施状況は、当審議会からの意見や評価も明らかにしたうえで年度ごとに公表します。実施状況に対するご意見は市において「市民の声」などで随時受け付けていますので、引き続きご意見をお寄せください。
73 第4章	(公財)せんだい男女共同参画財団は、仙台市の外郭団体として、行政の補完的機能等を含め、重要な役割を担っており、また、男女共同参画に係る施策を弾力的かつ機動的に推進していくうえでも、その存在は重要なものである。したがって、市役所の内部組織に加えて、独立の法人たる(公財)せんだい男女共同参画財団の存在が必要不可欠であるという強いメッセージを発信していく必要がある。	現在指定管理者として仙台市男女共同参画推進センターの管理運営に携わり、女性の自立と社会参画を促進する事業や、男女平等の推進に向けた市民活動の支援などを実施している(公財)せんだい男女共同参画財団との連携については重要なものと捉えており、第4章に明示しているところです。
74 第4章	本市各組織及び企業等あらゆるセクションにおいて「男女平等のまち」仙台の理念が生きる施策を推進すること。 学校及び生涯学習での学びの場において、人権を根幹に置いた男女平等の観点からの意識の醸成、施策の推進を行うこと。	市は仙台市男女共同参画推進条例に基づき「男女が、その個性と人権を尊重し合うとともに、性別にかかわりなく、多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる男女平等のまちの実現」を目指しており、これに基づき次期プランが策定されます。 市や企業、学校、地域などあらゆるセクションにおいて条例の理念が実行に移され、「男女平等のまち」が実現するよう、審議会としても努めてまいります。
75 第4章	兵庫県豊岡市は、ジェンダーギャップの解消を市政の重点項目に掲げ、大きな注目を集めている。 仙台市にも郡市長をはじめ、地域を思い、活動する多くの女性がいる。「男女平等日本一のまちをめざす」くらい打ち上げることを期待する。	

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
76 第8章 参考資料 用語解説	「性的少数者」の用語解説について、「性自認・性的指向（用語「性自認・性的指向」の項目参照）に関する少数者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの総称。性的マイノリティーとも言う。」とあるが、「先天的に身体上の性別が不明瞭である人」（いわゆる性分化疾患）を性的少数者の文脈において語ることは、性分化疾患について誤解や偏見を招く事態を引き起こすことが多く、用語解説においてわざわざこのような記述を用いることは避けるべきである。 一方で、多数派でないとされる性のありようは性自認や性的指向を例示するだけでは示し切れないのも確かである。そのあたりを踏まえて表現を考えるならば、たとえば「性自認・性的指向（用語「性自認・性的指向」の項目参照）に関する少数者等、性のありようが多数派でないとされる人々の総称。性的マイノリティーとも言う。」といった表現が良いのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、表現をご意見のとおり修正しました。
77 第9章 その他	選択的夫婦別姓制度導入を国に求めること。	選択的夫婦別姓については法律上の問題となるため、国において議論されるものと考えますが、いただいたご意見については、市に申し伝えます。
78 第9章 その他	選択的夫婦別姓（選択的夫婦同姓）を仙台市で早く採用してほしい。	
79 第9章 その他	働く女性の活躍を支援するためにも「選択的夫婦別姓の推進」を入れてほしい。	
80 第9章 その他	テキストファイルだけだと読むのが大変なので、動画での説明がとても親切でいいと思った。他の各種計画でも真似して採用されていくといいと思う。	動画や概要版へ好評価をいただき、ありがとうございます。引き続き分かりやすい発信に努めてまいります。
81 第9章 その他	概要版の説明、図式はわかりやすい。	

■文書等によるご意見

主な分類	ご意見等	審議会の考え方
82 第9章 その他	<p>今回の意見募集について、個人の場合、氏名および住所の記載が求められているが、自身のセクシュアリティについて周囲に公にしていないいわゆる「クローゼット」の性的少数者当事者の場合、氏名等を記載することには抵抗感が強いことが多いものだ。パブリックコメントを担当する職員のには守秘義務が課されているのだとしても、仙台のような地方都市では市役所に身近な友人知人や親類が勤めているというケースも珍しくなく、性的少数者として意見を実名記載して市役所に送るハードルはかなり高いものであるといえる。</p> <p>先日三重県にて実施された「『性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）』のあり方（中間案）」に対する意見募集においては、クローゼット当事者に配慮し、意見送付時の氏名等の個人情報の記載は任意とされていた。意見募集開始当初は必須としていたところ、当事者からの意見を踏まえ途中から任意に変更されたそうだ。仙台市においても同様の対応が取れないのか。顔や名前を出せる性的少数者当事者ばかりではない。むしろそれができない当事者の方が多い。顔や名前を出せる人、声の大きい人の意見ばかり通ってしまうようでは、多様性尊重も絵に描いた餅になってしまふ。個人情報の記載が任意であると意見募集ページ等に追記するだけで、救われた気持ちになる当事者も多いと思う。</p>	<p>いただいたご意見や本市のパブリックコメント手続きに関する規定に照らし、令和3年12月3日に、ホームページに以下の文言を追記しました。</p> <p>※責任ある意見をいただきたいため、原則として住所及び氏名（団体の場合は団体名、代表者名）の記載を求めていますが、パブリックコメント手続き制度の趣旨に照らし、住所又は氏名が記載されていない意見であっても受け付けます。</p>